



令和4年5月23日
子育て支援課・障害福祉課

児童手当・児童扶養手当等の支給誤りについて

児童手当、児童扶養手当等の所得制限に係る所得計算において、平成23年から令和2年中の所得額を誤って計算し、手当額の算定を行っていたことから、一部の受給者に対し、本来支給すべき額よりも少ない額を支給していたことなどが判明しました。

1 対象世帯数、追加支給額（本来支給すべき額との差額）

延36世帯、合計4,425,260円

2 誤りの原因

所得判定に用いる所得データを市税システムから福祉システムに連携する際の設定を誤り、法令上、所得に算入しないこととされている「現年分離課税された退職所得額」を算入していたことによるものです。

3 経緯

令和3年度に実施した子育て世帯臨時特別給付金の審査の過程において、令和2年中（令和3年度課税分）の所得判定内容に疑義が生じたため、システム事業者に調査を依頼したところ、当該福祉システムの設定に誤りがあることが確認されました。このため、同システムを用いて実施する児童手当や児童扶養手当などをすべて調査したところ、平成23年以降の所得額を用いた所得判定に同様の誤りがあることが判明しました。

4 今後の対応

- ・ 誤ったシステムの設定を直ちに改修します。
- ・ 該当者にお詫びするとともに、誤りの内容を丁寧に説明のうえ、支払い手続きを進めて参ります。

5 再発防止策

- ・ 連携する他システムの仕様変更時や運用変更時等にデータ取得項目の内容確認を徹底し、適正なデータ連携に努めて参ります。
- ・ システムでの判定結果について、職員による精査が適正に行えるような仕組みをシステム事業者と連携のうえ、構築して参ります。